

# 市民参加条例における手続省略の考え方及び理由の公表について

## 1 市民参加手続の省略の根拠

市民参加条例上の対象行為を行う際には、原則としてパブリックコメント手続に加え、対象行為ごとに市民参加条例施行規則に定める手続の数による市民参加手続を行う必要があります。

しかし、対象行為の内容によっては、

- ① 国の法律に従うべきものなど、市に内容を決定する裁量がなく、市民の考えを反映させる余地がないもの
- ② 政策等を早急に実行する必要があるため、市民参加手続に時間を費やすことでかえって市民の不利益になってしまうもの
- ③ 関連する政策等を策定する際に市民参加手続を経ており、同一の内容に対して改めて市民の意見を聴く必要性が乏しいもの
- ④ 行政組織、職員の勤務条件、予算の執行に関する事など、行政の責任において決定すべきもの
- ⑤ その他、市民参加手続を行わないことが合理的に説明しうるもの

などがあり、こうしたものについては、例外として、市民参加手続を省略することができます。

そうしたことから、条例第6条第7項では、市民参加手続を省略できる場合として次の4つを定めています。

- (1) 軽微なもの（上記①）
- (2) 緊急性のあるもの（上記②）
- (3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づき行うもの（上記①）
- (4) 前3号に規定するもののほか、事務又は事業の性質上、市民参加の手続を実施する必要のないもの（上記③、④、⑤）

## 2 省略の考え方

第1号	軽微なもの
考え方	法令や条例などの制定改廃によって当然必要となる規定の整理やそれ以外の用語整理、条項移動などの形式的な変更等、政策的な判断が求められず、市民参加を行うことにより、かえって行政の効率的な運営等を阻害するもので、極めて軽微な内容のものをいいます。

具体例	<p>1 法令又は他の政策等の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理</p> <p>2 用語の整理、条、項又は号の繰上げ又は繰下げその他形式的な変更</p>
-----	---

第2号	緊急性のあるもの
考え方	<p>災害時又は不慮の事態が発生した場合、実施機関の意思決定に緊急性、迅速性が求められ、市民参加手続を行ってその意思決定をするまでの時間を費やすことができないもの又は適切でないものをいいます。</p>
具体例	<p>1 災害等の非常事態の発生時に被害の拡大を防止し、市民の生命や財産を守るため緊急に条例や規則を定める場合のように、政策等の策定が遅れると効果がなくなり、公益を確保できなくなる場合をいいます。</p> <p>あくまでも外的な要因によって市民参加手続を行う時間がない場合に限定されますので、実施機関の事務手続が遅れたような場合は該当しません。</p> <p>2 法令等で、政策等の開始の時期が定められている場合で、その法令等が公布されてから、政策等の開始の時期とされている日までの猶予期間が設けられていない場合、又は、国等が基準等を示すこととなっているが、それが示されてから政策等の開始の時期までの期間がない場合をいいます。</p>

第3号	法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づき行うもの
考え方	<p>法令等に一定の基準が定められており、その基準に基づいて行うものをいいます。</p> <p>なお、市に裁量の余地があるものは該当しません。</p>
具体例	<p>1 法令に基づき、条例に基準を追加又は変更するもの</p> <p>2 他の実施機関が市民参加手続を実施して定めた政策等と実質的に同一の政策等を定めようとする場合</p> <p>※ 市長が市民参加手続を実施して定めた条例と同一内容の規則を教育委員会が定めようとする場合などが該当します。</p> <p>例として、情報公開条例の施行について定める教育委員会規則では、「厚木市情報公開条例施行規則（平成 14 年厚木市規則第 6 号）の例による。」と定めています。</p>

	<p>3 審査基準等であって、法令若しくは条例の規定により若しくは慣行として、又は実施機関の判断により公にされる以外のもの</p> <p>※ 公表すると行政上の特別の支障を引き起こすおそれがある審査基準や処分基準をいいます。</p> <p>4 地方自治法第 74 条第 1 項の請求を受けて議会に条例を付議しようとするとき。</p> <p>※ 「地方自治法第 74 条第 1 項」は、住民による条例制定改廃の直接請求を定めた規定であり、住民から提出された条例案に対しては市長が修正を加えることができないため、市民参加手続を義務付けないものとします。</p>
--	--

<p>第 4 号</p>	<p>事務又は事業の性質上、市民参加の手続を実施する必要のないもの</p>
<p>考え方</p>	<p>実施機関内部の事務等に関するものなど、直接的に市民生活への影響がなく、市の人事や組織など実施機関が自らの責任と意思で決定すべきものなどをいいます。</p>
<p>具体例</p>	<p>1 相互に密接な関係を有する政策等の一方について既に市民参加の手続を実施している場合において、当該政策等の内容を踏まえて他方の政策等を定めようとするとき。</p> <p>例えば、市民参加により、施設の整備計画を策定。その後、計画に基づいて、施設を建設し、それに伴い条例を制定する場合、整備計画の策定時に市民参加を実施しているので、手続を省略することができます。</p> <p>2 市の設置機関、所掌事務の範囲その他市の組織について定める条例又は規則</p> <p>※ 「厚木市部設置条例」、「厚木市事務分掌規則」など市の組織に関するもののほか、各種の附属機関を定める条例で直接市民の権利義務に関係するものではない条例等をいいます。</p> <p>3 職員の勤務条件、分限及び懲戒、服務、研修及び勤務成績の評定その他人事行政について定める条例又は規則</p> <p>※ 「厚木市職員の分限に関する条例」、「厚木市職員服務規程」などで、直接市民の権利義務に関係するものではない条例などをいいます。</p> <p>4 市の会計、予算、決算及び契約並びに財産の管理について定める条例、規則又は審査基準</p> <p>※ 「厚木市財務規則」、「厚木市市有財産規則」、「厚木市契約規則」などのほか、各種の基金条例などが該当します。</p>

	<p>5 市の事務の管理及び執行について定める条例又は規則  ※ 「厚木市印鑑条例」、「厚木市公印規則」などが該当します。</p> <p>6 審議会等のうち市長が定めるものが、市民参加手続に準じる手続を経て定めた答申、報告等と実質的に同一の政策等を定めようとする場合  ※ 附属機関その他これに類する機関については、政策等を定める権限を持たないため、この条例による市民参加手続そのものを実施できませんが、市民参加に準じる手続を実施した上で提出された答申や報告と実質的に同一の政策等を実施機関が定める場合は、改めて市民参加手続を要しないこととします。</p> <p>7 法令又は他の条例の規定に基づき施設、区間、地域その他これらの類するものを指定する条例、計画、規則又は告示（市民その他関係者に重大な影響を及ぼすものを除く。）  ※ 法令や条例に基づいて一定の施設、区間、地域などを指定し、その法令や条例を適用する対象や範囲を具体的に定める条例や計画などをいいます。指定が技術的で裁量の余地があまりないようなものについて市民参加の実施を義務付けない規定です。ただし、「厚木市みんなで守る美しい環境のまちづくり条例」に基づく喫煙禁止区域の指定のように単なる技術的な指定にとどまらず、市民への影響や市民の関心が高いと思われる場合は該当しません。</p> <p>8 条例の施行期日について定める規則  条例制定時に施行の時期が確定していない場合に、附則で「規則で定める日から施行する」と規定することがありますが、その後確定した施行日を定める規則のことをいいます。</p> <p>9 恩赦について定める条例又は規則  国家的な慶弔の際に、国の政策判断に応じて、懲戒処分の免除や賠償責任に基づく債務の免除に関する条例を定める場合をいいます。</p>
--	--

### 3 省略する理由の公表

条例第6条第7項の規定により、市民参加手続を省略する場合は、同条第8項に基づき省略する理由を公表する必要があります。

公表の方法は、市民参加手続の実施状況を点検及び評価する自治基本条例推進委員会（以下、「委員会」という。）に報告し、省略する理由が適切か否か意見を聞いた上で、審議結果と併せて公表を行います。